

## インテリア及びギフト・雑貨の海外バイヤー等招聘委託業務 仕様書

この業務仕様書は、(公財)わかやま産業振興財団(以下「甲」という)が行う海外バイヤー等招聘事業委託業務(以下「本業務」という)を委託するに当たり、本業務を受託する事業者(以下「乙」という。)を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

インテリア及びギフト雑貨等の海外バイヤー等招聘委託業務

### 2 業務の目的

県内地場産業の家具木工や家庭用品の海外輸出を支援するため、有力バイヤー等を招聘し、商談会の実施及び商談前後での指導を行うことで、海外へ販路開拓を目指す県内事業者を支援する。

### 3 業務委託期間

委託契約日～令和7年3月21日(金)

### 4 業務内容

#### (1) 海外バイヤー等を招聘した商談会の実施

##### i 海外バイヤー等企業の選定

インテリア及びギフト・雑貨分野で商談の成約が高く見込まれ、継続的な販路開拓・拡大に繋がるバイヤーやディストリビューター等、販路拡大に資する事業者を選定し、2分野で2名以上招聘する。インテリアの招聘事業者は、ラグジュアリー・ハイエンド市場に精通し、デザイン事務所や設計事務所などとの取引を行うバイヤーやデザイナーとすること。招聘事業者の在籍する国は問わない。ギフト・雑貨の招聘事業者は、現地あるいは世界的に幅広い取引体制を持つ事業者とすること。いずれのバイヤー等も米国からの招聘を基本とするが、財団などと協議のうえ決定することとする。

##### ii 海外バイヤー等の招聘手配

バイヤーが来県する際の航空券、宿泊費、国内交通費等は全て委託費の中から支出すること。

##### iii 商談に向けた海外市場講習会

県内事業者の販路開拓を支援するため、各市場に関するセミナーを商談会前に実施すること。セミナーの内容は、市場で求められる製品像、市場トレンドやニーズ、商習慣などとし、商談の効果を高められるよう、また、将来的な販路開拓に資するよ

う企画すること。

iv 商談会の開催・運営

会場の手配、マッチングの運営を行うこと。また、通訳手配など必要に応じて手配すること。商談は、商談会場にて一堂に商談する形式、あるいは産地及び企業訪問の形式のうち、適切な方法を選定し、企画提案書に記載すること。なお、県内事業者への募集案内は甲が実施する。

v 商談日程

商談は2月中旬以降～3月中旬までの日程で、2泊3日程度で行程を組むこと。

vi 商談に係る指導

商談実施後、商談結果を県内の事業者へ通知すること。その際、商品の改善点など、バイヤー等からの評価を通知し、海外展開支援を行うこと。また、商談後のフォローや問合せについては、成約に向け県内事業者を支援すること。

vii 事業報告書の作成

委託期間終了までに、本業務の実績をとりまとめ、甲に提出すること。報告書には、今後の県内企業の輸出に対するアドバイスを含めること。

### 3 実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、甲へ提出すること。提案書においては、甲との連絡調整の方法、打ち合わせ表を作成し、甲へ提出すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に甲へ書面で報告すること。

### 4 成果品の帰属

- (1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。  
また、著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、乙において必要な手続きを行うこと。
- (2) 本事業成果物に係る権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き甲に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合は、この限りではないが、留保される権利について、甲に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

### 5 再委託

本委託業務を行うに当たって再委託については、次のとおりとする。

- (1) 乙は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾したときは、その限りではない。

- (2) 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

## 6 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 乙は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 乙は、個人情報の保護については、十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 7 その他

- (1) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (2) 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規則に従った処理を行わなければならない。
- (4) 乙は、本事業の実施にあたっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に甲と協議すること。
- (5) 乙は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め甲と協議の上、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と協議すること。
- (6) 受託事業者は、本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (7) 契約の締結にあたり、財団は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。